

福井県里山里海湖研究所映像記録媒体貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井県里山里海湖研究所（以下「研究所」という。）が所有する映像記録媒体（以下「映像記録」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象映像)

第2条 貸出しの対象とする映像記録は、里山里海湖リーダーズカレッジのDVDとする。

(貸出対象者)

第3条 映像記録の貸出し対象となる者は、福井県内に在住、在勤または在学する個人とする。

(貸出場所)

第4条 映像記録の貸出しおよび返却の場所は、福井県里山里海湖研究所（三方上中郡若狭町鳥浜122-31-1）とする。

(貸出期間)

第5条 映像記録の貸出しをする期間は、原則として15日間を限度とする。ただし、やむを得ない事情があると福井県里山里海湖研究所長（以下「研究所長」という。）が認めた場合は、期間の延長をすることができる。

(費用負担)

第6条 映像記録の貸出しは無料とする。

2 映像記録の使用のために要する一切の費用は、映像記録の貸出しを受けたもの（以下「借受者」という。）の負担とする。

(借受申込み)

第7条 映像記録の貸出しを受けようとするものは、借受申込書（様式1）を研究所長へ提出するものとする。

(映像記録の使用および管理)

第8条 借受者は、借り受けた映像記録の使用、保管および管理について、善良な管理者の注意をもって適正にしなければならない。

(禁止事項)

第9条 借受者は、映像記録の使用に当たり、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 映像記録の譲渡、処分、複製または転貸をしないこと。
- (2) 営利目的または上映会等に使用しないこと。
- (3) 特定の政党または宗派の宣伝に使用しないこと。

(返却)

第10条 借受者は、貸出期間内に返却しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期間内の返却ができない場合は、事前に研究所長の承認を得るものとする。

(毀損、亡失等の報告)

第11条 借受者は、映像記録を毀損し、または亡失したときは、直ちに研究所長に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 借受者は、故意または不適切と認められる使用方法により映像記録を毀損し、または亡失したときは、それによって生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると研究所長が認めたときは、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、映像記録の貸出しに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。